

消費生活

No. 119

平成29年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



●衣類の「取扱い表示」が新しくなりました!

お知らせ 第2回消費者講座を開催しました
平成29年度消費生活モニターを募集します

何のマークかわかりますか?

今年度の消費生活モニターがこれまでの活動で学んだ知識をもとに、クイズを作成しました。みなさんは、次のマークが何のマークかわかりますか。考えてみましょう。
(答えは4ページをご確認ください。)

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



新しい「取扱い表示」の記号と意味



11月30日までの洗濯表示の記号

洗濯のしかた

漂白のしかた

乾燥のしかた

アイロンのかけかた

クリーニングの種類

絞り方

12月1日からの洗濯表示の記号

洗濯のしかた

家庭洗濯（洗濯機洗い）ができる
記号の中の数字は洗濯液の上限温度を表す
「-」は「線なし」よりも弱く、
「=」はさらに弱い洗い方を表す

洗濯液の温度は40℃を
限度とした手洗いができる

家庭での洗濯は
できない

漂白のしかた

塩素系及び酸素系
漂白剤が使える

酸素系漂白剤
のみが使える

漂白剤は
使えない

乾燥のしかた

自然乾燥の記号

タンブル乾燥の記号

家庭でタンブル乾燥ができる
点の数は乾燥温度を表す
「..」はヒーターを「強」等に設定
「・」はヒーターを「弱」等に設定
ぬれ干しは脱水せず（絞らず）に干すことを表す

タンブル
乾燥禁止

アイロンのかけかた

アイロンを掛けることができる
点の数はアイロンの底面温度の上限を表す
「...」は200℃（高温）まで
「..」は150℃（中温）まで
「・」は110℃（低温）まで

アイロン掛けは
できない

クリーニングの種類

ドライクリーニングの記号

ドライクリーニングができる
パークロロエチレン等の
溶剤を使用

石油系溶剤を使用

ドライクリーニング
はできない

ウエットクリーニングの記号

ウエットクリーニングができる

「-」は「線なし」よりも弱く、
「=」はさらに弱い洗い方を示す

ウエットクリーニング
はできない

絞り方

対応する記号なし

絞る記号は新しい洗濯表示の記号は
なく、必要に応じて「弱く絞る」
等の付記用語で表示される

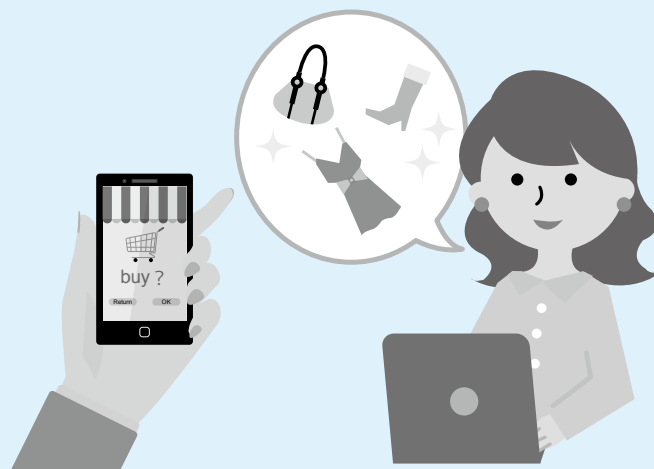
自然乾燥の記号におけるぬれ干しの記号にその意味を
含んでいる

出典:「リーフレット」(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html

「取扱い表示」やタグなどは洗濯や手入れの情報源です。正しく理解し、衣類の購入時には参考にし、正しく洗濯しましょう。

※新しい表示は平成28年12月1日以降に販売されるものに表示されるため、しばらくの間は新旧いずれかの表示のものとなります。

第2回 消費者講座を開催しました



12月15日(木)に一般社団法人ECネットワークの原田 由里氏を講師に招き、「インターネットの落とし穴」をテーマに講座を開催しました。インターネットトラブルの最新の傾向やスマートフォンアプリの特徴と注意点、インターネットに関する消費者トラブル事例などについて参加者は聞き入っていました。

平成29年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)や工場視察などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。



市内視察研修(清掃工場)の様子

募集人数 20名以内(選考あり)

申込期限 2月28日(火)

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。申込書及び募集要項を希望される方は、商工課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shoko/index.html>)または商工課(Tel:20-1622)までご連絡ください。

表紙の答え：①プラスチック製容器包装識別表示マーク ②PETボトル識別マーク ③紙製容器包装識別表示マーク ④飲料用スチール缶識別マーク
⑤飲料用アルミ缶識別マーク ⑥小型家電認定事業者マーク ⑦段ボールのリサイクル推進シンボルマーク
⑧ガラスびんリターナブルマーク ⑨モバイル・リサイクル・ネットワーク ⑩電池のリサイクルマーク

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●